

写真資料の整理公開と利用制限審査 —琉球政府関係写真資料と沖縄県関係写真資料を中心に—

麻生 清香[†]

はじめに

1 琉球政府関係写真資料と沖縄県関係写真資料の概要

2 写真資料の整理公開

2-1 写真資料と目録整備

2-2 「写真が語る沖縄」での公開

3 写真資料の利用制限審査と課題

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館（以下、「当館」と言う）は、沖縄戦以降の米国施政権下の沖縄における住民側の統治機構であった琉球政府やその前身機関によって作成・收受された公文書である「琉球政府文書」、1972年（昭和47）5月15日の沖縄の日本復帰以降に沖縄県で作成・收受された公文書である「沖縄県文書」、米国国立公文書館などから沖縄に関する資料を収集した資料から成る「米国収集資料」、沖縄にゆかりのある団体や個人から寄贈を受けた資料である「沖縄関係資料」の4つの資料群を所蔵している。このうち、2023年（令和5）8月末現在で362,574件の資料について、資料目録を公開し閲覧室や当館ホームページでの利用に供している。そのうち、目録公開済みの写真資料は2,217件である。

当館の所蔵資料は、資料種別で見れば文書が281,383件と大多数を占めており、文書と比較すれば写真資料が占める割合は非常に小さい。しかしながら、本稿で主として取り上げる「琉球政府関係写真資料」と「沖縄県関係写真資料」は、米国収集資料の写真資料と併せて、当館ホームページのコンテンツ「写真が語る沖縄」でも公開しており、Webにアクセス出来る環境であれば、来館しなくても誰でもいつでもどこからでも閲覧することが可能である。写真資料は、それ自体の性質とデジタル化による利便性の向上によって、多くの利用者に広く活用されている。一方で、写真資料は「画像」を介して瞬時に情報を共有でき、言語を越えて地域の歴史や記憶を想起させるという特徴がある¹。公開にあたっては、画像から読み取れる被写体の個人情報について利用制限審査が必要であるが、これに加えて、写真資料の特性として被写体の肖像権や撮影者の著作権についても配慮しなくてはならない²。

本稿では、当館所蔵の写真資料のうち、とくに「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」の目録整備の状況と利用制限審査について現状を記録し、写真資料の公開と活用に向けた課題について整理を試みたい。

[†] あそう さやか 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書専門員

1 研谷紀夫「在米日本古写真に写る交流の記憶—古写真の中にみる国際交流と異文化理解のかたち—」（『情報研究：関西大学総合情報学部紀要 第55号』2022年）p.2

2 新井浩文「埼玉県立文書館における戦後写真資料整理事業について」（『月刊IM 第41巻第11号』2002年）p.14、高科真紀「写真メディアを軸とした沖縄祭祀アーカイブズ—写真家・比嘉康雄資料を事例に」（『アート・ドキュメンテーション研究 No.29』2021年）pp.3-16。新井氏は、埼玉県立文書館で実施した埼玉新聞社寄贈の戦後写真資料の整理事業を踏まえ、公開にあたっての課題として「人権に対する配慮をうたった新聞倫理綱領に準じた公開について」を挙げている。また、高科氏は写真家の比嘉康雄が撮影した写真について、利活用に向けた権利処理について言及している。

1 琉球政府関係写真資料と沖縄県関係写真資料の概要

当館所蔵の主な写真資料には、沖縄県文書に含まれる「琉球政府関係写真資料」・「沖縄県関係写真資料」、米国収集資料に含まれる「陸軍通信隊長室写真資料」などの米軍撮影の写真、「USCAR 広報局写真資料」などの米国施政権下の沖縄を統治者の視点で記録した写真、沖縄関係資料に含まれる「ウィリアム・ジェンキンス撮影写真」や「宮城悦二郎写真資料」などがある³。沖縄関係資料に含まれる写真資料は、個人が撮影した写真でその撮影目的や被写体等もそれぞれ異なるため、さまざまな視点で時代を切り取った写真が豊富に含まれている。

本稿で取り上げる「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」は、いずれも沖縄県総務部知事公室広報課（当時）が作成・保管してきた資料群で、1998年（平成10）6月に当館へ引き渡された。当館では2003年度（平成15）から「琉球政府関係写真資料」の整理公開を進め、翌年度にかけて全件（アルバム単位で227件・60,413枚）の整理を完了した。そして、2017年度（平成29）からは「沖縄県関係写真資料」の整理公開を進めており、2023年（令和5）8月末現在でアルバムにして30件、写真枚数にして6,640枚について整理を終え、利用に供している。

これらの写真資料は、琉球政府および沖縄県が内外へ行政の情報を広報するために撮影された。琉球政府と日米両政府との関係や度重なる米軍人・軍属による事件・事故への住民の抗議、広大な米軍基地建設への反対運動、「祖国復帰運動」、1972年（昭和47）の日本復帰後の県政など、戦後、米国統治下に置かれ他府県とは異なる戦後を歩まざるを得なかった沖縄のあゆみを、文字通り如実に写し出す重要な資料である⁴。

ゆえに、写真1および写真2のように、当時の政治状況を知る上で重要な行政主席や知事の公務を捉えた写真や、各地の視察の様子から人々の生活の様子が垣間見える写真（写真3）、集会の様子など社会情勢を記録した写真（写真4）など、公務記録の視点から撮影された多岐に亘る写真が含まれている。これらの写真資料からは、政治、外交の状況や社会問題、戦後の復興の様子や人々の生活の変遷をうかがい知ることができる。

以下、これら「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」の整理公開に向けた取り組みとその課題について検討する。次章では、まず当館の所蔵目録の特徴と資料媒体の種類について確認することとする。



写真1 佐藤栄作総理大臣来沖 到着式典にてあいさつする総理 1965年8月19日

琉球政府関係写真資料 199 [055644]



写真2 104号線を視察する平良幸市知事 1976年6月

沖縄県関係写真資料 030 [076432]

3 「ウィリアム・ジェンキンス撮影写真」、「宮城悦二郎写真資料」の概要については、『ARCHIVES 沖縄県公文書館だより第36号』（沖縄県公文書館2009年）を参照。

4 琉球政府関係写真資料については、豊見山和美「琉球政府関係写真資料」に残された写真家・平良孝七の足跡『沖縄県公文書館研究紀要第15号』（沖縄県公文書館2013年）pp.9-18を参照。



写真3 大田政作行政主席視察 国頭 奥間 鏡地 桃原 辺土
名 懇談会 1960年7月8日

琉球政府関係写真資料 165 [046083]



写真4 5.15県民総決起大会（与儀公園）1974年5月15日
沖縄県関係写真資料 014 [073038]

2 写真資料の整理公開

2-1 写真資料と目録整備

沖縄県から当館へ引き渡された公文書は、媒体の種別にかかわらず、評価選別、目録整備、保存措置などの工程を経て利用に供されている。ここではまず、「沖縄県関係写真資料」を例に、整理公開にむけた目録整備や保存用・閲覧用媒体について説明し、当館の写真資料が利用に供されるまでの流れを整理したい。

当館の資料目録は、「沖縄県公文書館資料管理業務基幹システム」で管理しており、目録記述はISAD (G) の基準を十分に満たした内容となっている⁵。なお、同システムは、沖縄県公文書館における資料管理業務に必要な機能を集約し、受入、評価選別業務から整理公開、閲覧提供まで一元管理できるシステムである。

資料目録を整備する目的は大きく分けて二点ある。一つは、利用者が容易に必要な資料へアクセスできるよう、資料の階層を示しつつ目録記述の充実を図り検索性を向上させることである。資料目録は当館ホームページから利用可能であり、資料群の階層やシリーズから資料にアクセスする以外に、キーワード検索によってより簡単に資料を探ることができる。「沖縄県関係写真資料」について言えば、公開した6,543点の写真の目録には、資料原本に付されたキャプションの情報から、可能な限り撮影年月日や被写体、どのような場면을撮影したのかがわかるような情報を、キーワード検索に適したかたちで記述している。

もう一つは、資料媒体そのものを適切に管理するための情報を整理することである。当館では媒体ごとにオリジナルの資料コードを付与し、保存箱ごとに付与する収納コードと書架の棚ごとに付与する書架コードの三つのコードで、保存場所が分かるように管理を徹底している。また、資料目録の目録記述は媒体情報と内容情報の二つに大別して管理している。媒体情報とは、資料コードや書架コード、媒体種別、世代など資料媒体そのものを適切に保存管理するための情報であり、内容情報とはタイトルや作成年月日、出所などの資料内容に関する情報をさす。内容情報には内容コードが振られ、資料のファイリングや内容に合わせて、媒体情報に内容コードを組み合わせることで目録記述が出来るように工夫されている。原則としては、一つの媒体情報に対して一つの内容コードを組み合わせることで目録記述が完成するが、例えば、資料媒体がマイクロフィルムで、一つの媒体に複数の資料が記録されている場

5 『ISAD(G): 国際標準アーカイブズ記述第2版』（国際公文書館会議記述標準特別委員会 2000年）

独立行政法人国立公文書館による日本語版 [https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD\(G\)2nd.pdf](https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD(G)2nd.pdf)

合は、一つの媒体情報に複数の内容コードを組み合わせることで、目録上でも媒体の状態が再現できるようになっている。また、当館では原本の保存や閲覧提供の利便性の向上のために代替化を進めており、一つの内容に対して保存用、閲覧用、予備用と用途に応じて複数の媒体を管理しなければならない資料も多い。この場合には、媒体ごとに媒体情報を入力してそれぞれ一つの内容情報を紐付けることで、同じ内容の資料にいくつの媒体が所蔵されてるか用途識別とともに示すことが可能である。

このような資料目録の特色を踏まえ、「沖縄県関係写真資料」の資料媒体の種類と世代を整理した図1を参照しつつ、「沖縄県関係写真資料」の資料媒体の種類について示したい。

当館へ引き渡された「沖縄県関係写真資料」の媒体はネガフィルム（ネガアルバム）である。このネガフィルムを第1世代として、保存のためにネガフィルムから生成した保存用デジタルデータ（TIFF）を第2世代、さらに、利便性の向上を考慮してTIFFから作成した閲覧用デジタルデータ（JPEG）および、銀塩プリントを第3世代としてそれぞれ整理している。まとめると、「沖縄県関係写真資料」の媒体は、ネガフィルム、TIFFデータを保存するブルーレイディスク（以下、BDとする）およびLTO⁶、JPEGデータを保存する光ディスク（2枚）、銀塩プリントの6種類が存在することとなる。

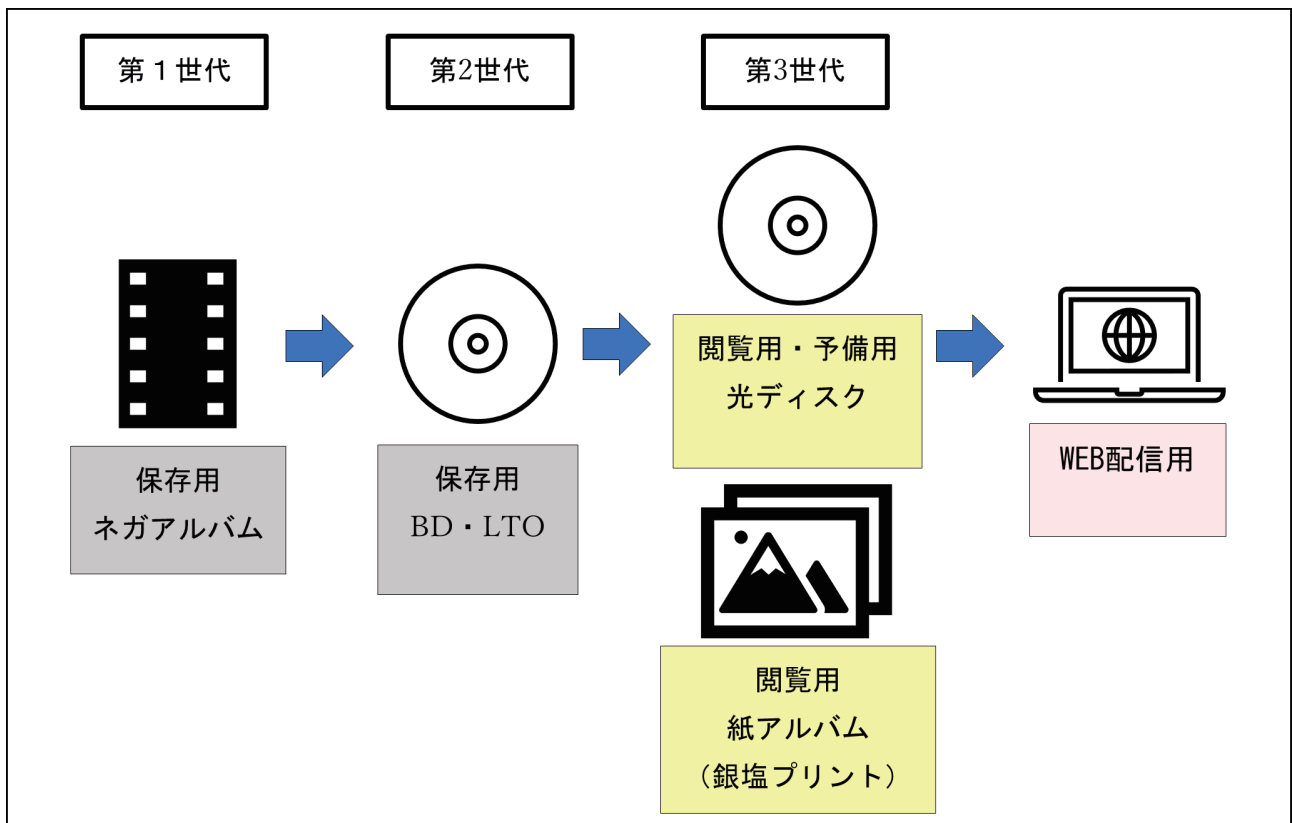


図1 資料媒体の種類と世代

また、これらの媒体は図1の通り、第1世代と第2世代は保存用とし、第3世代を閲覧用・予備用として三つの用途に分けて整理している。保存用は永く後世へ保存するための媒体と位置づけ、基本的に閲覧に供することなく書庫で保管する媒体である。保存用は原本であるネガフィルムと、TIFFデータを二つ作成し正本をBDに、副本をLTOに保存管理している。これに対して、閲覧用は閲覧室での利用に供するための媒体であり、JPEGデータを光ディスクに保存した閲覧用ディスクと銀塩プリントをアルバムに整理して提供する紙媒体の2種類がある。閲覧用ディスクは、基本的に書庫に排架し利

6 LTO (Linear Tape Open) はコンピュータ用のデータ保存磁気テープ技術で、大容量データの長期保存に適した媒体である。

用申請を受けて職員が出納し利用提供している。また、閲覧用 JPEG データは 300dpi 程度の解像度で作成しており、PC や USB などの機器を持ち込むと無料で複写することもできる。一方、紙アルバムは閲覧室内の開架書架である参考資料室に排架しており、閲覧申請なしで利用者自身が自由に手にとって利用できる。なお、「琉球政府関係写真資料」は紙アルバムが揃っているが、現在整理公開を進めている「沖縄県関係写真資料」の紙アルバムは、「写真が語る沖縄」での閲覧利用、光ディスクでの複写利用など、デジタルデータでの利用が浸透していること、書架スペースの逼迫等のため、2022 年度（令和 4）より作成を中止した。そのため、「沖縄県関係写真資料」はアルバム番号で 1 から 25 までは紙アルバムが存在するが、26 以降の閲覧用媒体は光ディスクのみとなっている。また、予備用は、閲覧用媒体が利用時に破損した場合に、利用者を待たせることなくスムーズに利用に供しつつ速やかに閲覧用媒体を再作成するための媒体で、閲覧用と同じ JPEG データを光ディスクに保存し書庫で管理している。

このほか、当館ホームページの「写真が語る沖縄」で公開する画像データは、インターネット環境上でスムーズに閲覧できるよう第 3 世代の JPEG データを圧縮して配信用としたものである。配信用データは、閲覧用デジタルデータと比較すると高画質とは言えないが、インターネットにアクセス出来れば、誰でもいつでもどこからでも手軽に利用できることが利点であろう。

このように、「沖縄県関係写真資料」の公開に向けた準備は代替化と用途別の媒体の作成から始まる。これに続いて、ネガアルバムのキャプション情報をもとに資料目録を記述する。具体的には、媒体ごとに資料コードを発番し媒体の種類、世代や複製元資料コードなどの媒体情報を記述し、内容情報へは、ネガアルバムからタイトルや撮影場所や撮影時期、枚数などの情報を採録していく。さらに、閲覧提供に向けて利用制限審査を行い、公開の可否を判定しその結果を目録に記述する。これにより、職員はシステムを介してどの資料にどのような個人情報等が含まれているのかを共有し、利用制限すべき情報が含まれる資料を誤って提供しないようにすることができる。なお、「琉球政府関係写真資料」、「沖縄県関係写真資料」の利用制限審査については、次章で詳述する。

利用制限審査を含む資料目録の整備を終えると、システム上で資料コード、収納コード、書架コードを確定し排架作業を完了して目録を公開する。これによって一連の整理作業を終え、閲覧室や「写真が語る沖縄」での利用が出来るようになる。

2-2 「写真が語る沖縄」での公開

前項では、「沖縄県関係写真資料」を例に、目録整備の状況と公開に向けた作業工程を具体的に述べた。ここでは、先に示した保存用、閲覧用、予備用媒体の整理とは別に、当館ホームページのコンテンツ「写真が語る沖縄」での資料公開について簡単に紹介したい。

「写真が語る沖縄」で「琉球政府関係写真資料」の公開が始まったのは、2006 年度（平成 18）である⁷。以降、2007 年度（平成 19）には米国収集資料の米国海兵隊写真資料の公開がスタートするなどコンテンツの充実を図っており⁸、2023 年（令和 5）8 月末現在で、「琉球政府関係写真資料」42, 183 点、「沖縄県関係写真資料」6, 546 点、「米国収集資料」37, 162 点、総数 85, 891 点の写真資料を搭載している。「写真が語る沖縄」で公開している写真は、当然ながら利用制限審査の結果、公開と判断した写真のみである。資料目録はアルバムごとに内容情報を採録しており、非公開と判定した写真も数量にカウントして記述しているため、個人情報等の保護のため非公開と判定した写真が含まれるアルバムについ

7 『平成 18 年度沖縄県公文書館年報第 9 号』（沖縄県公文書館 2007 年）p.23

8 『平成 19 年度沖縄県公文書館年報第 10 号』（沖縄県公文書館 2008 年）p.22

ては、「写真が語る沖縄」での公開件数と資料目録の数量が合致しない場合もある。

また、「写真が語る沖縄」では、大分類に「琉球政府関係写真資料」と「沖縄県関係写真資料」などのシリーズを設定し、中分類に「移住」「医療・衛生」「運輸・通信」など写真内容に応じたカテゴリーを設けており、シリーズごと、カテゴリーごとの絞り込み検索にも対応している。写真一点ごとに示す情報としては、中分類にあたる「分類名」、原資料のキャプションから採録する「写真解説」、「撮影地」、「撮影日」、原資料のキャプション情報に明らかな誤りが判明した場合や資料に関して新たな情報提供があった場合などに、情報を追記する「備考」、資料の媒体情報である「資料コード」、「写真番号」、「アルバム名」の情報を表示している。これらのメタデータは、ホームページコンテンツのシステムと先述した所蔵資料目録のデータベースを連動させて、表示させている。

「写真が語る沖縄」は、閲覧申請なしでいつでもどこからでもアクセス出来る利便性と、「沖縄県公文書館所蔵」の表示をすることで、出版物等掲載許可申請なしで自由に利用できるため、新聞やテレビ放送、研究論文、書籍等への掲載にとどまらず、近年では個人のSNSに掲載されることもあり、幅広く活用されている。このような「琉球政府関係写真資料」、「沖縄県関係写真資料」の利用促進の要因としては、整理公開が進み利用可能な資料数が増加したこと、目録記述の充実、あわせてアクセシビリティを重視したデジタル配信の充実があろう。

3 写真資料の利用制限審査と課題

以上のように、「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」の整理公開の状況について、資料媒体と目録記述を中心に述べてきた。しかし、当館が所蔵する歴史的公文書等には個人情報や法人情報等が多分に含まれており、そのまま公開すると個人や法人の権利利益を不当に侵害する恐れがある。当然ながら、沖縄県文書の一部である「琉球政府関係写真資料」と「沖縄県関係写真資料」も同様である。さらに写真資料では、著作権や肖像権といった撮影者の権利と被写体の権利にも十分に注意を払う必要がある。そのため、用途に応じた媒体の作成と検索を可能にする資料目録の整備を終えただけでは、利用に供することはできない。ここでは、「琉球政府関係写真資料」と「沖縄県関係写真資料」の整理公開にあたって当館で実施している利用制限審査について述べる。

歴史公文書等に含まれる個人情報や法人情報は、作成・取得された当時にはさまざまな行政手続きのために必要な情報であり、そもそも公文書館において広く一般に公開されることを目的に取得されたものではない。歴史資料として利用に供す際には、このような個人情報や法人情報を公開することによって個人や法人の権利利益が不当に侵害され不利益を被ることがないように、利用制限審査が必要である。当館における利用制限審査は、文書、写真の別に関わらずすべて「沖縄県公文書館管理規則」（平成7年8月1日規則第50号）第5条に基づき実施している。保護すべき個人情報や法人情報が含まれる資料については、時の経過を考慮して公開年限を決め、公開年限後に利用申請があった場合にはそのタイミングで再審査を行い、改めて公開の可否を判断することとしている。時の経過の考え方のベースにあるのは、「作成・取得から30年が経過した行政文書は公開するとの原則」、いわゆる「30年原則」である。「沖縄県公文書館管理規則」第5条をみると、作成・取得から30年未満の文書と30年経過後の文書とで、利用制限の視点が異なっていることが分かる。まず、第1項で作成・取得から30年未満の文書について下記の通り言及がある。

9 「30年原則」については、小原由美子「ICA30年原則制定の背景」『アーカイブズ No.44』（国立公文書館2011年）pp.54-60を参照。

第5条 条例第12条ただし書の規則で定める公文書等は、次に掲げるものとする。

(1) 公文書等（その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して**30年を経過していないもの**に限る。）で次に掲げる情報が記録されていると認められるもの

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は**特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの**。¹⁰

この規定に基づき、当館では作成・取得から30年を経過していない文書に含まれる個人識別情報は非公開とする個人識別型の審査を実施している。写真資料について言えば、顔も個人識別情報にあたるため撮影から30年は原則非公開となる。¹¹

また、同規則第5条第4項では、作成・取得から30年以上が経過した文書について、「別表左欄に掲げる情報の区分に応じ、当該情報が記録されていると認められるものを同表右欄に掲げる経過年数の範囲内で一般の利用に供しないことにつき合理的な理由があると認められるもの」の利用を制限することと規定がある。当館では、この規定に従い、作成から30年を経過した文書のうち個人識別情報や法人に関する情報があり、かつ別表に掲げる情報が記録されている資料については、別表をもとに個別事案ごとにいかなる場合がプライバシーの侵害にあたるか審査し、公開可否と公開年限を決めている。別表は以下の通りである。

表1 「沖縄県公文書館管理規則」別表（第5条関連）

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 学歴又は職歴 (2) 財産、所得又は経済活動 (3) 採用、選考又は任免 (4) 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 国籍、人種又は民族 (2) 家族、親族又は婚姻 (3) 信仰、信教又は思想 (4) 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 (5) 保護又は扶助の措置	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 門地 (2) 遺伝性の疾病、精神の障害 その他の健康状態 (3) 犯罪歴又は補導歴 (4) 事件又は人権侵害の被害	80年以上

このように、作成・取得から30年以上を経過した文書に保護すべき個人情報や法人情報が含まれている場合には、プライバシー型の審査を行っている。また、プライバシー型の利用制限審査においては、保護すべき情報について「誰のために、なぜ配慮が必要なのか」を明らかにし、公開時期やその方法を含めた「公開の見通し」が重要となる。¹² さらに、個人情報保護の意識は、時代の変化に伴い変遷し

10 「沖縄県公文書館管理規則」（平成7年8月1日規則第50号）〔沿革〕令和5年3月31日規則第25号改正（<https://ops.jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A91CAD16A&houcd=H407902100050&no=1&totalCount=1&romJsp=SrMj>）

11 顔の情報は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条第1項で規定される個人情報にあたる。個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月）〔沿革〕令和4年9月一部改正を参照。

12 高科真紀「写真メディアを軸とした沖縄祭祀アーカイブズー写真家・比嘉康雄資料を事例に」『アート・ドキュメンテーション研究 No.29』（アート・ドキュメンテーション研究会2021年）p.14

ていくため、場合によっては20年前では公開と判断した情報も、現在では非公開と判定が覆ることもある。そのため、利用制限審査にあたっては、必要に応じて情報公開・個人情報保護関係の答申や判決等を参照し、個人情報保護に関する最新の考え方を取り入れるよう工夫している¹³。

写真資料については、これまで述べたような個人情報や法人情報に加えて、著作権や肖像権にも注意を払う必要がある。ただし、「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」に関しては、琉球政府や沖縄県の職員が職務の一環で撮影した広報写真であるため、著作権は琉球政府および沖縄県に属すと解される。

一方、肖像権とは、他人によってみだりに自身の容貌や姿態を撮影・公開されない権利である。これは被写体の権利であり、著作権のように法律上明文化された権利ではないが、裁判例で認められた人格権の一つと見なされる新しい権利である¹⁴。当館では、2006年（平成18）8月1日施行の「写真資料における肖像権の保護について」という内規に基づき、写真資料について肖像権の保護について十分に配慮して利用に供している。一方で、内規では公文書館での資料公開は、学術文化の振興という理念に寄与するために行うものであり、肖像権の保護のために永久に利用に供しないならば、そもそも収集すべきではないという方針が示されている。つまるところ、当館では、肖像権の保護と学術文化の振興のバランスをはかるため、社会通念上合理的とみなされる配慮をしたうえで、写真資料を利用に供することを基本としている。

具体的には、撮影の方法および撮影された人物の名誉声望などが害されるものでないことなどを総合的に考慮して判断しており、①撮影が許された場所（ある程度パブリックな場所）であること、②妥当な撮影方法であること（隠し撮りなどでない）、③妥当な目的で（たとえば式典会場の様子を記録するため、または要人と住民の接触のシーンを記録するため）、撮影されたものであること、④その人物の名誉声望が害されるものでないこと、⑤その写真を公開することによって得られる利益と、肖像権を守ることによって得られる利益とを比較衡量した場合、公開する利益が明らかに大きいことの五つの観点を示されている。これらを鑑みるに、「琉球政府関係写真資料」および「沖縄県関係写真資料」については、基本的には肖像権を保護すべき写真は少ないと判断している。

最後に、「琉球政府関係写真資料」、「沖縄県関係写真資料」の写真で、利用制限審査によって非公開と判断した事例について紹介したい。まず、「琉球政府関係写真資料」の総枚数は60,413枚であるが、閲覧に供しているのは42,183点である。18,230枚の差があるが、これらは利用制限審査の結果、現段階では非公開と判定した写真である。同様に「沖縄県関係写真資料」は、総枚数6,640枚に対して閲覧に供しているのは6,543点であり、97枚は現状では非公開となっている。これらの制限事由と制限年数については表2の通りである。これらの写真については、閲覧申請があったタイミングで再審査となるが、デジタルデータ提供時にはそもそも非公開の写真が含まれているのか気が付きにくいのが難点となっている。ただ、資料目録では公開識別と公開年限、制限事由についても記録しているため、どのアルバムにいつ公開予定の非公開判定の写真があるかは管理できている。今後の課題としては、再審査のタイミングをどのように設けるかを検討する必要がある。

13 「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース」(<https://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/>)などを参照。

14 数藤雅彦「インターネットにおける肖像権の諸問題：裁判例の分析を通じて」『情報の科学と技術 70巻5号』（情報科学技術学会 2020年）pp.231-237。デジタルアーカイブ学会『肖像権ガイドライン～自主的な公開判断の指針～』2021年4月（2023年4月補訂版）参照。<https://digitalarchivejapan.org/wp-content/uploads/2023/04/Shozokenguideline-20230424.pdf>

表 2 利用制限事由と制限年数

	制限事由	制限年数
琉球政府関係写真資料	肖像権	80年
	事件事故	80年以上
沖縄県関係写真資料	健康診断	50年
	家族関係	80年
	事件事故、障害、その他の健康状態	80年以上

おわりに

本稿では、当館における写真資料の整理公開と利用制限審査の方法について、「琉球政府関係写真資料」と「沖縄県関係写真資料」の事例を中心に紹介してきた。当館は沖縄県のアーカイブズとして、利用者の求めに応じ県民共有の知的財産としての歴史的公文書等を適切に保存し、利用に供する使命を持っている。写真資料の整理公開から言えば、利用しやすい環境を整えるためにさまざまな媒体を提供し、充実した資料目録の作成によって資料へのアクセスを保障すること、さらには、写真資料に含まれる保護すべき個人情報や肖像権を適切に保護しつつ、文化・学術の振興のために利用公開に取り組むことは、まさにこの使命を果たすために必要な営みである。

しかし、利用制限審査については、規則等に沿って審査して利用に供していても、写真の内容によっては何らかの形で個人を傷つけてしまうこともある。とくに写真資料のもつ画像情報によって瞬時にその当時の状況や被写体への想いを喚起する特性を踏まえると、予期せぬかたちで写真が公開された本人や家族の心情に配慮することは重要である。「沖縄県関係写真資料」は未整理の資料が数多く残されている。今後の整理公開にあたっては、引き続き個人の権利保護と利用提供のバランスを考えながら真摯に向き合う必要がある。

